

宮城県選挙管理委員会



最高裁判所判事
小池裕
昭和二十六年七月三日生

略歴

新潟県長岡市で生まれ、その後、東京都、神奈川県で過ごす。藤沢市立藤が岡中学校、神奈川県立湘南高等学校、東京大学法学部を卒業。

昭和五二年 四月 判事補任官 以後、大阪地裁、横浜家地裁判所、東京地裁、最高裁判所判事、同総務局、東京地裁に勤務。

六二年 四月 判事任官 以後、東京地裁判事、最高裁判所判事、局長、同課長、最高裁判所判事を務める。

平成一六年 八月 東京地裁判事部長
一八年 一月 最高裁判所判事
二二年 七月 水戸地裁所長
二四年 三月 東京地裁判事部長
二五年 七月 東京地裁所長
二六年 四月 東京地裁所長
二七年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二七年一月二五日 大法廷判決
平成二六年一月二四日施行の衆議院議員総選挙当時において、小選挙区選出議員の選挙区割り、前回の総選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、憲法に違反するものとはいえないとした(多数意見)。

二 平成二七年二月一六日 大法廷判決
民法七三三条一項の規定のうち一〇〇日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、遅くとも平成二〇〇年当時において、憲法に違反するに至っていたが、立法措置をとりなかつた立法不作為は、国家賠償法上違法とはいえないとした(多数意見)。

三 平成二八年六月二日 第一小法廷判決
外国国家が発行した円建て債券に係る償還等請求訴訟につき、債券の管理会社は、債券の債権者のために訴訟を担当する者となることができるとした(全員一致、裁判長)。

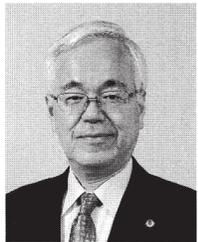
四 平成二八年二月八日 第一小法廷判決
判決で示す事情の下においては、飛行場の周辺住民は、騒音被害を理由として自衛隊機の運航の差止めを求め訴えを適法に提起することができるとした。

五 平成二八年二月一九日 大法廷判決
共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることではなく、遺産分割の対象となる(全員一致、補足意見付加)。

六 平成二九年三月一五日 大法廷判決
車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握するGPS捜査は、令状がなければ行うことができないとした(全員一致)。

裁判官としての心構え

社会情勢が大きく変動し、価値観が多様化するにつれて、利害の対立、情勢の対立が厳しさを増しています。様々な対立が生み出す紛争等について、証拠に基づき実証性と法に基づく論理性をもって、検証可能な形で判断を示す裁判の果たす役割は、より重要なものになっていくと思えます。常に中立公正であることを心に刻み、社会事象をできるだけ幅広くとらえ、多様な考え方の違いを受容し、正義にかなう適切な判断をすることを目指して力を尽くしたいと考えています。



最高裁判所判事
戸倉三郎
昭和二十九年八月一日生

略歴

山口県周南市生まれ。地元の小学校、中学校、山口県立徳山高校を経て、一橋大学法学部を卒業。

昭和五五年 四月 司法修習生
五七年 四月 判事補任官
昭和五九年 四月 判事任官
大阪地裁、札幌地裁、最高裁判所判事、同人事務局、東京地裁において勤務。

平成 四年 四月 判事任官
東京地裁判事、司法研修所教官、広島地裁判事(部総括)、広島高裁事務局長、最高裁判所判事(部総括)、同審議官、東京地裁判事(部総括)を務める。

二一年 四月 最高裁判所判事
二五年 九月 東京地裁判事
二五年一〇月 さいたま地裁所長
二六年 七月 最高裁判所判事
二八年 四月 東京地裁判事
二九年 三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二九年九月五日 第三小法廷判決
訴訟上の救助の決定を受けた者に支払を猶予した費用は、これを負担することとされた相手方から直接取り立てることができるが、その取立てをすることができない額を、右猶予した費用に相手方の訴訟費用の負担割合を単に算定して定めるべきものとした原審の判断には、裁判所の合理的な裁量の範囲を逸脱した違法がある(全員一致)。

二 平成二九年九月二二日 第三小法廷判決
破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から債権の一部の弁済を受けた場合において、破産手続開始時の債権額を基礎として計算された配当額が、当該債権の実体法上の残額を超過するときは、その超過する部分は、当該債権について配当すべきであり、物上保証人の求償権その他の破産債権について配当すべきではない(全員一致)。

三 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない(多数意見)。

四 平成二九年七月二七日 大法廷判決
区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない(多数意見)。

五 平成二九年七月二七日 大法廷判決
区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない(多数意見)。

六 平成二九年七月二七日 大法廷判決
区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない(多数意見)。

裁判官としての心構え

裁判の機能は、法的紛争を、法令に基づく透明で公平な手続により適正妥当に解決することですが、近年は、様々な分野でグローバル化や価値観の多様化が進み、事実認定の場面でも法解釈の場面でも、普遍的な価値を守ることと変化に柔軟に対応することとのバランスのとりに悩む事件が増えているように思えます。最高裁判所は、裁判のプロセスの最終審として個々の事件の最終結論を出すとともに、法律審としての裁判の指針となる法解釈を示すという重要な役割を担っており、就任して半年余りが経過したところですが、その職責の重さと難しさをひしひしと感じています。これまでも、独善に陥ることを戒め、広い視野と柔軟な発想を持って自分の考えを多角的に検証するよう心掛けてきましたが、その戒めを今一度新たに、この重い責任を全うしたいと考えています。



最高裁判所判事
山口厚
昭和二十八年一月六日生

略歴

新潟県生まれ。東京都目黒区立鷹番小学校、東山中学校を経て東京教育大学(現・筑波大学)附属駒場高等学校を卒業。

昭和五一年 三月 東京大学法学部卒業
昭和五二年 四月 東京大学法学部助手(刑法専攻)
昭和五四年 七月 東京大学法学部助教授
昭和五五年 八月 東京大学大学院法学政治学専攻助教授
昭和五六年 五月 日本司法学会理事
昭和五七年 四月 司法試験委員会委員長
昭和五八年 四月 東京大学大学院法学政治学専攻助教授
昭和五九年 四月 東京大学大学院法学政治学専攻助教授

二五年 九月 法制審議会委員
二六年 三月 東京大学退職(現・名誉教授)
二八年 四月 早稲田大学大学院法学研究科教授
二八年 八月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
二九年 一月 早稲田大学退職(現・名誉教授)
二九年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二九年三月一五日 大法廷判決
車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査であるGPS捜査は令状がなければ行うことができない強制処分である(全員一致)。

二 平成二九年七月二〇日 第一小法廷判決
既にした執行処分の取消し等に必要と認められる場合に達せず終了した執行処分における執行費用の負担は、執行裁判所が、民事執行法二〇条において準用する民事訴訟法七三三条の規定に基づいて定めるべきである(全員一致)。

三 平成二九年七月二四日 第一小法廷判決
認定司法書士が委任者を代理して裁判外の和解契約を締結することが弁護士法七二条に違反する場合であっても、当該和解契約はその内容及び締結に至る経緯等に照らし、公序良俗違反の性質を帯びるに至るような特段の事情がない限り、無効とはならない(全員一致)。

四 平成二九年七月二七日 大法廷判決
平成二八年七月の参議院議員通常選挙について、当時の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、平成二七年の公職選挙法の改正により、一部の選挙区を合区して、数十年間にもわたり五倍前後で推移してきた選挙区間の人口の最大較差が二・九七倍(選挙当時の選挙人数の最大較差は三・〇八倍)にまで縮小し較差の是正が図られたこと、前記改正法の附則において、次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨が定められていることから、これをもって違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、同規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない(多数意見)。

五 平成二九年七月二七日 大法廷判決
平成二八年七月の参議院議員通常選挙について、当時の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、平成二七年の公職選挙法の改正により、一部の選挙区を合区して、数十年間にもわたり五倍前後で推移してきた選挙区間の人口の最大較差が二・九七倍(選挙当時の選挙人数の最大較差は三・〇八倍)にまで縮小し較差の是正が図られたこと、前記改正法の附則において、次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨が定められていることから、これをもって違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、同規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない(多数意見)。

裁判官としての心構え

経済社会の在り方、人々の意識や行動様式の在り様を反映した様々な法的問題・事件が生じており、最高裁はそれらに対し適当・適切な解決を与えることが求められています。最高裁判事就任以来、日々このことを痛感しています。このように難しい問題・事件の法的な解決に用いるべき基準・考え方については、過去・現在・未来という時間軸の中で変わらずに維持されるべきものと、状況の変化に応じて変えていくべきものがありますが、具体的な事件の在り方に際し、それらをしっかりと見定め、いくことが重要で、様々な意見・考えに耳を傾け、証拠から認められる事実を踏まえて、一つずつ丁寧に問題・事件の解決に当たりたいと考えています。



最高裁判所判事
菅野博之
昭和二十七年七月三日生

略歴

北海道土川管内の東川町生まれ。自然豊かな然別、釧路、室蘭等で少年時代を過ごした後、札幌南高校に進学し、東北大学法学部を卒業。

昭和五五年 四月 判事補任官
昭和五九年 四月 判事任官
東京地裁、最高裁判所判事、札幌地裁、同根室支部等勤務。

平成 二年 四月 判事任官
東京地裁、札幌地裁、最高裁判所判事、東京地裁を経て、再度東京地裁判事。民事通常部、行政部、調停・借地非訟・建築部、商事部(会社更生)、保全部等の部総括を務める。

二四年 三月 水戸地裁所長
二六年 四月 東京地裁判事(部総括)
二七年 二月 大阪地裁所長
二八年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二八年二月一九日 大法廷判決
共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることではなく、遺産分割の対象となる(全員一致)。

二 平成二九年三月一五日 大法廷判決
車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査であるGPS捜査は、令状がなければ行うことができない強制処分である(全員一致)。

三 平成二九年四月二六日 第二小法廷判決
行為者が侵害を予期した上で対抗行為に及んだ場合、正当防衛における侵害の急迫性の要件については、対抗行為に先行する事情を含めた行為の状況に照らして検討すべきであるとした上、その際の考慮要素と判断方法を示した(全員一致・裁判長)。

四 平成二九年七月一〇日 第二小法廷判決
特許権者が、事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなかつたにもかかわらず、その後特許請求の範囲の訂正をすべき旨の審決等が確定したことを理由に事実審の判断を争うことは、特段の事情がない限り、紛争の解決を不当に遅延させるものとして、許されない(全員一致)。

五 平成二九年九月一五日 第二小法廷判決
教員採用試験において受験者の得点を操作するなどの不正を行った元職員等に対する求償権の一部を行使しないことは違法ではないとした原審の判断には、違法がある(全員一致・裁判長)。

裁判官としての心構え

これまでの裁判官生活の大部分を裁判の現場で過ごしてきましたが、その経験から、裁判では、法令及び論理性とともに、誠実さと共感が大切と考えています。裁判官としての固い目線が必要ですが、それだけではなく、原告や被告それぞれ立場に立ち、心を開いて話し合い、変えていくことが大切でした。また、多様性が増し、変化も著しく現在の社会であるからこそ、なおさら最高裁においては、意識的に多数の視点から見ることに、より客観性を磨き、事件の社会的意味をくみ取ることが必要と考えます。そのためにも、これまで以上に視野を広げ、人の意見を聞き、議論することを心がけながら、バランスのとれた適正な判断ができるよう努めていきたいと考えています。

